

そもそも、なぜ「自治基本条例」なのでしょう？



なぜ「市民参加でつくる」のかなあ？

●みんなが主役になれるまちづくりへ ～「まちの憲法」をつくろう！

地方分権の大きな流れを受け、国や県に頼るのではなく、市町村自らが考え行動することが求められる時代になってきました。

そこで、「地域のことを 地域で考え 地域で実践する」という「自治」の姿勢が重要になります。

長久手市は、若い方が多く転入し、多様なくらしの価値観にあふれるまちです。そんな中で、まちづくりや市の運営・経営を進めていくには、その基本的なルールとなる条例が必要ではないでしょうか。

この条例は、一般的に「自治基本条例」といい、「まちの憲法」と呼ばれることも。

市民、議会、行政が、どんな役割をもって、まちづくりを行うか等といったことを、明らかにする条例です。

●何のためにつくるのかな？

大切にしたいのは…「何のためにつくるのか？」ということです。

条例をつくることが「目的」ではありません。

たくさんの方の想いや意見が表現された条例ができたことにより、自治の取り組みが活発になることこそが、目指す姿なのです。

そのために、条例の内容がたくさんの人に知られ、理解され、自分たちのルールとして共有してもらいたいため、「市民参加でつくる」のです。

